

(通所介護・介護予防通所介護)
デイサービスセンター 志木瑞穂の森

【重要事項説明書】

令和8年6月1日

社会福祉法人さくら瑞穂会 通所介護志木瑞穂の森は、利用者に対して、通所介護および介護予防通所介護（以下、介護サービスという。）を提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人さくら瑞穂会
- (2) 法人所在地 埼玉県志木市中宗岡三丁目16-53
- (3) 電話番号 048-476-8324
- (4) 代表者氏名 理事長 穂坂 邦大
- (5) 設立年月日 平成25年6月18日

2 通所介護志木瑞穂の森の概要

(1) 事業所の名称および所在地

- ① 事業所名 デイサービスセンター 志木瑞穂の森
- ② 所在地 埼玉県志木市中宗岡三丁目16-53
- ③ 電話番号 048-476-9421
- ④ 事業所番号 埼玉県指定第 1172200634 号

(2) 提供できるサービスの種類および地域

- ① サービスの種類 通所介護・介護予防通所介護
(デイサービス)
- ② 通常の事業の実施地域 志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市、
ふじみ野市、さいたま市

(3) 運営方針

事業の実施にあたっては、利用者である要介護者・要支援者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

要支援認定利用者に対しては、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援および機能訓練を行い、心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指します。

要介護認定利用者に対しては、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能維持ならびに利用者の家族の身

体的、精神的負担の軽減を図ります。

また、事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(4) 職員体制

		常勤職員	非常勤職員	業 務 内 容
管理者		1名		業務および従業員の管理
生活相談員(1名兼務)		1.5名		利用申込みの受入れ・調整、通所介護計画の作成、関係機関との連絡調整、生活上の相談援助、介護報酬の請求等
看護職員 (機能訓練兼務)	看護師		1名	健康管理、衛生管理、緊急時の対応、機能訓練等
	准看護師			
介護職員	介護福祉士	2名	1名	介護業務、レクリエーション活動等
	その他	1名	1名	
管理栄養士(兼務)		1名		栄養管理等
自動車運転手			2名	送迎のための自動車運転
事務職員(兼務)		1名		介護報酬の請求等

(5) 設備概要

利用定員	20名	静養室	1室 10.00㎡
機能訓練室	1室 89.64㎡	相談室	1室 8.93㎡
浴室	一般浴槽 特別浴槽	送迎車 (リフトバス)	4台

(6) 営業日および営業時間

①営業日 月曜日から金曜日

ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)は除きます。

②営業時間 午前8時30分から午後5時00分まで。

③サービス提供時間

- ・要介護1～5の方 午前9時30分から午後3時30分まで
- ・要支援1、2の方 午前9時30分から午後3時30分までの範囲内で、相談のうえ決定します。

(7) サービス内容

介護計画に沿って、送迎、健康確認、食事、入浴、レクリエーション活動等のサービスを提供します。

3 料金

(1) 利用料金

① 介護予防通所介護利用料（介護保険の給付対象）

（基本料金：1月の利用に対する費用）

	費用の額	利用者負担額		
		1割	2割	3割
通所型独自サービス1	18,950円	1,895円	3,790円	5,685円
通所型独自サービス2 2	19,087円	1,909円	3,818円	5,727円
通所型独自サービス2	38,239円	3,824円	7,648円	11,472円

② 通所介護利用料（通常規模型通所介護費）（介護保険の給付対象）

（基本料金：1日の利用に対する費用 3時間から4時間利用の場合）

	費用の額	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護 1	3,899円	390円	780円	1,170円
要介護 2	4,458円	446円	892円	1,338円
要介護 3	5,048円	505円	1,010円	1,515円
要介護 4	5,617円	562円	1,124円	1,686円
要介護 5	6,197円	620円	1,240円	1,860円

③ 通所介護利用料（通常規模型通所介護費）（介護保険の給付対象）

（基本料金：1日の利用に対する費用 4時間から5時間利用の場合）

	費用の額	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護 1	4,089円	409円	818円	1,227円
要介護 2	4,679円	468円	936円	1,404円
要介護 3	5,291円	530円	1,059円	1,588円
要介護 4	5,902円	591円	1,181円	1,771円
要介護 5	6,503円	651円	1,301円	1,951円

- ④ 通所介護利用料（通常規模型通所介護費）（介護保険の給付対象）
（基本料金：1日の利用に対する費用 5時間から6時間利用の場合）

	費用の額	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護 1	6,007円	601円	1,202円	1,803円
要介護 2	7,093円	710円	1,419円	2,128円
要介護 3	8,189円	819円	1,638円	2,457円
要介護 4	9,275円	928円	1,855円	2,783円
要介護 5	10,371円	1,038円	2,075円	3,112円

- ⑤ 通所介護利用料（通常規模型通所介護費）（介護保険の給付対象）
（基本料金：1日の利用に対する費用 6時間から7時間利用の場合）

	費用の額	利用者負担額		
		1割	2割	3割
要介護 1	6,155円	616円	1,231円	1,847円
要介護 2	7,262円	727円	1,453円	2,179円
要介護 3	8,389円	839円	1,678円	2,517円
要介護 4	9,496円	950円	1,900円	2,849円
要介護 5	10,624円	1,063円	2,125円	3,188円

- ⑥（加算料金）

加算の種類	費用の額	利用者負担額			備 考
		1割	2割	3割	
入浴介助加算Ⅰ	421円	43円	85円	127円	入浴のための見守りや介助を行った場合に加算されます。
入浴介助加算Ⅱ	579円	58円	116円	174円	

※単位数に地域区分割合（4級地）10.54を掛けた数が利用料（10割）の数に0.1、0.2若しくは0.3を掛けたものが負担額（1割、2割、3割）となります。

- ⑦ 介護職員等 処遇改善加算（新加算）Ⅱイ
この加算は、介護職員の賃金の改善等を実施しているとして県知事に届けた事業所が介護サービスを行った場合に算定します。
※10.9%（1ヶ月の利用合計単位数に乗じる）

- ⑧食 費 1食あたり770円（全額利用者負担）
⑨ その他 上記のほか、日常生活上の便宜にかかる費用は利用者負担となります。

※①-⑦において、要介護認定等を受ける前の利用であって、非該当（自立）と認定された場合、または、介護保険の給付対象の範囲を超えた利用の場合は費用の額全額が利用者負担となります。

（2）利用キャンセル料（通所介護のみ）

利用者のご都合でサービスの利用を中止する場合で、利用日前日の午後5時までにご連絡がないときは、1日の利用に要する費用の20%を負担していただくことがあります。（昼食代は全額）

（3）契約解約料

利用者は、7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができ、料金はかかりません。

（4）支払方法

支払方法は、契約の際に決めさせていただきますが、原則として金融機関の口座振替（口座自動引き落とし）をお願いします。

（5）その他

利用料金の償還払い

介護保険の給付対象の場合でも、保険料の滞納により、法定代理受領（利用者負担が費用の額の1割）ができなくなる場合があります。この場合は、当事業所に一旦1月の利用に要する費用の全額を支払っていただきます。当事業所より「サービス提供証明書」を発します。この「サービス提供証明書」を添えて後日、市（介護保険担当課）の窓口申請しますと9割の払い戻しを受けることができます。

4 サービスの利用方法等

（1）サービスの利用開始

電話等でお申し込みください。

ケアプランの作成を居宅介護支援事業所または地域包括支援センター等に依頼されている場合は、当該事業所担当の介護支援専門員に事前に相談してください。

（2）サービス利用契約の終了

① 利用者より契約を解約する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出ください。

② 事業所より契約を解約する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合には、終了30日前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了します。

ア) 利用者が介護保険施設に入所された場合

イ) 利用者の要介護状態区分等が、非該当(自立)と認定された場合

ウ) 利用者が死亡された場合

④ その他

ア) 利用者は、事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、または、利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、文書で通知することにより、ただちにこの契約を解約することができます。

イ) 事業者は、利用者が、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、利用料金を支払うよう催告したにもかかわらず1か月以内に支払われない場合、利用者またはその家族等が、事業者や訪問介護員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、ただちにこの契約を解約することができます

5 利用の中止

(1) 健康上の理由による中止

① 体調不良の場合は、サービスの提供をお断りすることがあります。

② 当日の健康チェックの結果により、サービスの内容の変更または中止することがあります。その場合、利用者およびその家族の同意のうえ、適切に対応します。

③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡をとる等、必要な措置を講じます。

(2) 悪天候等による中止

悪天候等によりサービスの提供が困難と判断した場合、サービスの提供を中止することがあります。

6 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みについて

火器・刃物等の危険物につきましては持ち込みをご遠慮していただいております。また、食べ物に関しては、健康・衛生管理のため持ち込みはご遠慮下さい。

(2) 面会

ご面会を希望される場合は、1階事務所窓口にお声かけください。

(3) 外出

受診等により外出が必要な場合は、食事の調整や薬の準備等がございますので必ず事前にお申し出ください。

(4) 金品等について

金品等の持ち込みについて、施設では紛失等の責任を負いかねますので、お持ちにならないか、または必要最低限にてお願いいたします。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- ① デイルーム及び共用設備等、施設をその本来の用途に従ってご利用下さい。
- ② 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたのにもかかわらず、設備、備品等を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、または、相当の代価をお支払いしていただく場合がございます。
- ③ 当施設の職員や他の利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことは出来ません。

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に病状の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、家族、主治医、消防署（救急）、ケアプラン作成事業者等に速やかに連絡します。

ご家族緊急連絡先①	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

ご家族緊急連絡先②	
氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

8 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、ご契約者やそのご家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。
尚、事業者は下記の損害賠償保険に加入しております。

- ・ 保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名 介護保険 社会福祉事業者総合保険

9 当事業所の担当窓口

当事業所の提供する通所介護に関することにつきまして担当しますので、何なりとお申し出ください。

担 当 佐野 昌信
電 話 048-476-9421
FAX 048-476-8421

10 苦情等の窓口

(1) 当事業所の苦情等の窓口

当事業所の介護サービスに関する苦情、意見、要望等につきましては、次の苦情受付担当者、第三者委員、苦情解決責任者のいずれかにお申し出ください。
お申し出は、電話、FAX、郵送、口頭等をお願いいたします。

〔苦情受付担当者〕

事務課	事務担当	駒崎 浩一郎
事務課	相談担当	大塚 貴子
介護部	相談担当	佐野 昌信

〔第三者委員〕

民生委員	金子 秀之氏
電 話	048-472-4879
民生委員	抜井 俊氏
電 話	048-473-2613

〔苦情解決責任者〕

管理者	秋谷 忠良
電 話	048-476-8324
FAX	048-476-8420

E-mail akiya@sakura-mizuhokai.or.jp

(2) その他の苦情等の窓口（お住いの市役所等）

志木市役所（長寿応援課）	電話：０４８－４７３－１１１１
朝霞市役所（長寿はつらつ課）	電話：０４８－４６３－１１１１
新座市役所（介護保険課）	電話：０４８－４２４－９６０９
和光市役所（長寿あんしん課）	電話：０４８－４２４－９１２５
富士見市役所（高齢者福祉課）	電話：０４９－２５２－７１０８
ふじみ野市役所（高齢福祉課）	電話：０４９－２６２－９０３８
さいたま市役所（福祉部高齢福祉課）	電話：０４８－８２９－１９８１
西区役所高齢介護課	電話：０４８－６２０－２６６８
北区役所高齢介護課	電話：０４８－６６９－６０６８
大宮区役所高齢介護課	電話：０４８－６４６－３０６８
見沼区役所高齢介護課	電話：０４８－６８１－６０６８
中央区役所高齢介護課	電話：０４８－８４０－６０６８
桜区役所高齢介護課	電話：０４８－８５６－６１７８
浦和区役所高齢介護課	電話：０４８－８２９－６１５３
南区役所高齢介護課	電話：０４８－８４４－７１７８
緑区役所高齢介護課	電話：０４８－７１２－１１７８
岩槻区役所高齢介護課	電話：０４８－７９０－０１６９
埼玉県国民健康保険団体連合会	電話：０４８－８２４－２５６８

(3) 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見を把握する取組の状況	1 あり	実施日		
		結果の開示	1 あり	2 なし
	2 なし			
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示	1 あり	2 なし
	2 なし			

今後も第三者による評価の実施の予定はありません。

1 1 虐待・身体拘束の防止について

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (4) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- (8) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

1 2 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3 衛生管理について

- (1) 介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

介護サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

【事業者】	所在地	埼玉県志木市中宗岡三丁目16-53
	事業者名	社会福祉法人さくら瑞穂会
	代表者氏名	理事長 穂坂 邦大
【事業所】	所在地	埼玉県志木市中宗岡三丁目16-53
	事業所名	デイサービスセンター 志木瑞穂の森
	説明者	職名 生活相談員
		氏名 佐野 昌信 (印)

私は、契約書および本書面により事業者から介護サービスについての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

【利用者】	住所	
	氏名	(印)

【代理人】	住所	
	氏名	(印)

利用者との関係